# 第3期宮崎県歯科保健推進計画の策定について

## 1 計画策定の理由

第2期宮崎県歯科保健推進計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年法律第95号)及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」(平成23年条例第21号)に基づき定めているものであり、現行計画(平成30年度~令和5年度)が満了することから、計画の見直しを行い、令和6年度からの第3期計画を策定する。

## 2 計画の期間

令和6年度から令和11年度まで(6年間)

## 3 計画の骨子(案)

(1)計画の趣旨

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与する。

(2) 基本方針

国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における健康格差の縮小等の目標に即し、ライフステージに応じた歯科保健対策、支援が必要な方への歯科保健医療などを推進する。

- (3) 計画の構成
  - 第1章 計画改定にあたって
  - 第2章 前計画の目標と評価
  - 第3章 分野別施策
    - ・ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
    - ・支援が必要な方への歯科保健医療の推進
    - ・医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備
    - ・災害時の歯科保健医療体制の整備
  - 第4章 計画の推進体制

#### 4 スケジュール

資料3-2のとおり